

地方及年齢		検査人員		常用		時飲		検査人員百につき飲酒者	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
臺東廳									
六〇	六〇	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇	八〇	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇	九〇	一	一	一	一	一	一	一	一
計	計	一	一	一	一	一	一	一	一
花蓮港廳									
〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇	五〇	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇	六〇	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇	八〇	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇	九〇	一	一	一	一	一	一	一	一
計	計	一	一	一	一	一	一	一	一

澎湖廳		検査人員		常用		時飲		検査人員百につき飲酒者	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇	五〇	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇	六〇	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇	八〇	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇	九〇	一	一	一	一	一	一	一	一
計	計	一	一	一	一	一	一	一	一

本島人の嗜好する酒類は蒸餾酒が主で、再製酒は之に亞いて廣く飲用せられてゐる。元來本島に於ける酒精飲料はその品質粗悪のため、保健衛生上遺憾の點が多々あつたので、督府は之が改善指導の要あるを認め、爾來幾多の苦心を重ね漸次品質の向上を計ると共に産額も激増するに至つたのである。超えて大正十一年に至り國民衛生上の見地からと、財政の調節から酒類專賣を實施したの

である。本島専賣に係る酒類を産地に依つて區別すれば内地より移入のものと、中華民國及び其の他の外國より輸入するもの、外は本島に於て製造のものである。又造酒方法より之を分類するときには醸造酒、蒸餾酒、釀造又は蒸餾酒に加工再製したものなどに分たれる。而して醸造酒には清酒、濁酒、紹興酒、鳳梨酒等とし、蒸餾酒には米酒、糖蜜酒、燒酎、泡盛、蕃薯酒、高粱酒、砂糖酒、アロールト酒等にして、又再製酒中には紅酒、藥酒、白玉酒、烏豆酒、白酒、味淋、糯米酒、鳳梨酒、芭蕉酒、粟仔酒、長命酒、樣仔酒、利久酒、李仔酒、紅梅酒、玫瑰酒、甘味葡萄酒、ウイスキー等である。就中多數なるは前述の如く本島人の嗜好に適する米酒、糖蜜酒、紅酒等である。最近三箇年間に於ける本島酒製造高を表示するときは、次表の如くである。

□本島酒製造高 (單位箱)

年 別	醸造酒			蒸餾酒			再製酒			計
	其の酒	米	糖蜜酒	其	他酒	精	紅酒	藥酒	其	
昭和三年	三、二四三	三、六八五	三、六三三	一、二〇〇	三、〇九八	三、七三三	一、〇五九	一、〇五九	六、三〇〇	五、三、一〇三
昭和四年	三、四八六	一、五三七	六、一七四	一、九三三	三、三九〇	三、三九四	一、〇九八	一、〇九八	三、四四三	六、四〇、九六六
昭和五年	三、三二六	一、四八五	六、四四三	二、〇三九	三、三九四	六、〇〇八	五、五五二	二、七〇九	五、三二四	五、三、二四三

2. 喫煙

煙草は我國にては「忘れ草」の異名がある、これ愁を忘るの義である。又支那に於ては「相思草」と稱せられる、これは終日之を吸ふて厭はず、想思離るゝ能はず、故に相思と名づくと言ふにもとづくのである。

本島人は煙草を愛好する風が濃厚である、特に婦人に於て其の嗜好が甚しい。本島人男の喫煙率は三四〇%にして總人員の三分一強に該り、二十五歳以上に至れば七割二分の多數に上つて来る。次に女の喫煙率は一三〇%を占め、十五歳以上二十歳未満者に於ては既に總女性の一割に達する状態である。

之を内地農村に於けるそれと比較するに、内地の男は三二五%であるから本島は一五%の高率である、内地に於ける女の喫煙率は六三%を示し、本島の半數に達せざる少數である。更に年齢別に之を観察するときは(一)本島人は十五歳未満者に男女とも喫煙者あるも、内地人にはこのことなし、(二)二十歳以上三十歳未満級は内地人の喫煙率高く、(三)八十歳以上級の男高齢者は内地人の喫煙者が甚だ低率を呈してゐる、即ち本島人の六六%に對し、内地人は約半の三四%のみである。(四)本島人の喫煙状態は年齢の長するに従つて遞増する傾向あるに對し、内地人は之に反し青壯年級に煙草を嗜むもの多く、老年級の比率は逆に低位を認められる。

□喫煙

年 齡	本島				内地			
	検査人員	實	數	検査人員百中喫煙者	検査人員	實	數	検査人員百中喫煙者
〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
一	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
一〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
一五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
二〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
二五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
三〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
三五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
四〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
四五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
五〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
五五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
六〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
六五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
七〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
七五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
八〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
八五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
九〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
九五	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇
一〇〇	一	一	一	一〇〇	一	一	一	一〇〇

年 齡	本 島		内 地	
	男	女	男	女
二五	二二九	二〇二	二二六	二一五
三〇	二二九	二〇二	二二六	二一五
三五	二二九	二〇二	二二六	二一五
四〇	二二九	二〇二	二二六	二一五
四五	二二九	二〇二	二二六	二一五
五〇	二二九	二〇二	二二六	二一五
五五	二二九	二〇二	二二六	二一五
六〇	二二九	二〇二	二二六	二一五
六五	二二九	二〇二	二二六	二一五
七〇	二二九	二〇二	二二六	二一五
七五	二二九	二〇二	二二六	二一五
八〇	二二九	二〇二	二二六	二一五
八五	二二九	二〇二	二二六	二一五
九〇	二二九	二〇二	二二六	二一五
計	二二九	二〇二	二二六	二一五

〔地方別喫煙の狀態〕 先づ男の狀態より之を観察するに喫煙率の最多なるは臺東廳の五三・一％にし
て本廳住民の半数に上つてゐる。若し幼兒と十五歳未満者を除きて、喫煙率を算出するときは八三
三％の高率に達す。亞いて花蓮港廳の四五・二％、臺南州の三六・四％等である。寡少なるは澎湖廳の
二二・六％を最とし、新竹州の二六・八％、臺中州の二六・八％の順位である。
女の喫煙狀況も大體男の傾向と其の撥を一にし臺東廳の五三・九％を首とし、花蓮港廳(四九・四％)、

高雄州(八三・％)の順位である。又寡少なるは澎湖廳の〇・三％を最とし、新竹州の一・四％、臺北州の一・
七％等である。

臺東、花蓮港兩廳の格段に高率なるは民族的差異即ち蕃人嗜好の反映であり、特に各州の男女に
依る歸嚮は著しく女を少數とするに反し兩廳に在りては孰れも女を多數としてゐる、之等も蕃婦の
影響に外ならぬのである。之を要するに喫煙は文化の低き民族ほど、之を嗜む傾向があるが、そは
蕃人には未だ煙草專賣規則を適用せざる結果、自作自給に依る濫用に外ならないものである。
地方別に依る喫煙狀況を各年齢級別に表章するときは、次表の如くである。

□ 地方別喫煙者

地 方 及 年 齡	檢 査 人 員		喫 煙 者		檢 査 人 員 百 中 喫 煙 者	
	男	女	男	女	男	女
〇	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
一五	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
二〇	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
二五	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
三〇	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
三五	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
四〇	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
四五	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
五〇	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
五五	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
六〇	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
六五	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
七〇	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
七五	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
八〇	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
八五	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
九〇	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五
計	二二九	二〇二	二二六	二一五	二二六	二一五

地方及年齡	檢 查 人 員		喫 烟 者		檢 查 人 員 百 中 喫 煙 者	
	男	女	男	女	男	女
臺北州	七〇—七四	四	三	五	六七	六三
	七五—七九	三	二	一	四七	六三
	八〇—八四	一	一	一	四〇	六三
	八五—八九	一	一	一	一〇〇	二五
	計	六五七	一〇三	一一	一七	一七
	〇—一四	二二五	三	一	〇一	〇〇
	一五—一九	五元	七	一	五一	〇〇
	二〇—二四	四三	六	一	二二	〇〇
	二五—二九	三〇	八	一	二七	〇〇
	三〇—三四	二八	二	一	四七	〇〇
新竹州	四〇—四四	二七	一	六	五七	〇七
	四五—四九	二六	一	三	七六	四九
	五〇—五四	二〇	一	三	五八	六六
	五五—五九	二二	一	二	五九	八三
	六〇—六四	二二	一	一	七四	九七
	六五—六九	二〇	一	一	七五	八三
	七〇—七四	二五	一	一	六八	八三
	七五—七九	二二	一	一	六八	八三
	八〇—八四	二一	一	一	六八	八三
	八五—八九	二一	一	一	六八	八三
計	五〇五	一五	一	一	一四	一四

[illegible]

[illegible][illegible]

地方及年齡		檢 查 人 員		喫 烟 者		檢 查 人 員 百 中 喫 煙 者																																	
男	女	男	女	男	女	男	女																																
五五 一五九	六五 一六四	六五 一六四	七五 一七四	八五 一八四	九〇 計	一五 一九四	二五 二四九	三五 三四四	四五 四四九	五五 五五四	六五 六四九	七五 七四四	八五 八四九	九〇 計	一五 一九四	二五 二四九	三五 三四四	四五 四四九	五五 五五四	六五 六四九	七五 七四四	八五 八四九	九〇 計																
六五 一六四	七五 一七四	八五 一八四	九〇 計	一五 一九四	二五 二四九	三五 三四四	四五 四四九	五五 五五四	六五 六四九	七五 七四四	八五 八四九	九〇 計	一五 一九四	二五 二四九	三五 三四四	四五 四四九	五五 五五四	六五 六四九	七五 七四四	八五 八四九	九〇 計	一五 一九四	二五 二四九	三五 三四四	四五 四四九	五五 五五四	六五 六四九	七五 七四四	八五 八四九	九〇 計	一五 一九四	二五 二四九	三五 三四四	四五 四四九	五五 五五四	六五 六四九	七五 七四四	八五 八四九	九〇 計

而して煙草の消費量に就ては之を調査したのであるが、之が製表に完成せざるものがあるから本島に於ける最近の煙草専賣の状況を略説して、其の消費量を知るの便に供せんとする。

臺灣に於て消費せらるゝ煙草は(一)内地製……内地の專賣局から供給を受ける。(二)外國製……比較的需
要が少いから貿易商から輸入させてゐる。(三)本島製……督府專賣局は臺北煙草工場に於て約六百人の
職工を使用して葉卷五種、兩切紙卷四種、刻八種を製造してゐるが、刻は總て本島人の嗜好に適合
するやうに出來てゐる、而して刻煙草の原料は殆ど本島産を使つてゐる。

最近五箇年間に於ける煙草販賣の實績を擧ぐるときは、次表の如くである。

昭	同	同	同	同	同
和					
元	二	三	四	五	
年	年	年	年	年	年
度					
賣上價格(圓)	一三、八六八、五七七	一四、九九五、六二五	一五、八七二、三五九	一六、二七五、九一五	一五、七一一、三〇九

3
阿
片

本島の我が版圖に歸したその當時に於て、内外人の齊しく注目の焦點となつたものは阿片問題であつた、阿片の人身に有害なことは贅言を要せざる所である。然れども島民は改隸以前より阿片を

常用する所謂癮者に對しては、之を速かに嚴禁するときは人道の見地から忍びざるものがあつて、漸禁策を取つたものである。由來島人の阿片吸食の風習は遠く繼襲し來たものであるが、其の變遷の迹は之を史上に徴するも精細を悉してゐない。今臺灣誌に依れば、阿片煙ハ始メ何レヨリ來ルヲ知ラス、煮ルニ煙鍋ヲ以テス、煙筒ハ短棍ノ如クニシテ、無頼ノ惡少群聚夜飲遂ニ風俗ヲ成スト(中略)雍正年間今を距る二百年前臺灣及ヒ福建省沿岸ノ厦門等ニ於テ此ノ惡習アリ、阿片館ヲ開キ良家ノ子弟ヲ誘フニ至ル此等ハ人ノ生命ヲ喪ヒ人ノ名節ヲ敗ル、應ニ罪狀ヲ以テ擬スヘシ、其ノ吸食者ハ乃チ己ノ身ヲ收リ己ノ家ヲ傾ケ……此等忘身忘家ノ徒ハ大罪人ト同視セサルヘカラスとあり、而かも雍正七年遂に刑罰令を設けて之を嚴科するに至つた。然れども因襲の久しきこの積弊は之を芟除せんとするも、牢乎として喫煙の惡習を抜くことが出来なかつたのである。

明治二十九年二月以降は政府以外の阿片輸入を禁じ、島民中吸飲の習癖あるものに對してのみ使用することを諭告した。翌三十年一月に阿片令を公布し、超えて同三十三年九月に至り全島の阿片癮者を調査決定することが出來た、即ち癮者と認めたる數は無慮十六萬九千餘人に上つたのである、爾來その輸入、製造、密吸等に就き取締を嚴にしたる結果、年と共に吸食者と其の消費量を激減して、所期の目的を到達するに至つたのであるが、時正に壽府阿片國際協定の實施と、阿片斷禁の完成とを確保促進する爲め、阿片令を改正して昭和四年一月九日より之を實施することゝなつた。而して新阿片令の特色は從來の刑罰を凡て自由刑と爲したることゝ、癮者を矯正することゝに在つて、將來の取締に間然する處がないやうにしたのである。

阿片の採取は罌粟果を截傷して之より滲出する乳液を集めて乾涸したものである、阿片は麻醉性

の臭氣と、一種の苦味を有し褐色又は黒褐色を帯びてゐる。水に溶解すると共に火に投ずれば燃燒するものである。而して主成分はモルヒネナルコボン外數種であり、就中モルヒネは阿片の効力を代表するものである。

喫煙の習慣には種々あれども多くは一日二回若くは三回で、概ね食後に於て吸食するを常とする、一日の吸食量は僅かに四五分より十分以上の多量に上る者もある。

阿片吸食器具としては煙筒(煙吹)、煙盤仔、煙透、煙埤(敵仔)、煙燈(煙灯)、煙盤(煙盆)、煙灰磑、煙布水罐、剪刀(交剪)、外烟盤等である。而して阿片吸飲の動機は疾病又は社交上より習慣を爲すものであるが、現今は専ら疾病關係の自家治病より來るものである。嗜好者が昨非を悔悟して廢煙せむとするも頭痛、眩暈、腹痛、下痢、關節弛緩、四肢麻痺、流淚等の症狀を呈し苦悶に堪へざるもので餘程の自覺と決心を以てしなければ廢煙は困難である。然るに新阿片令の實施後は矯正所が各所に設けられ専門醫に依つて何等苦痛なく合理的に治癒せらるゝのである。

昭和五年末本島人の阿片吸食特許者は男一九三九五五、女三八四二二、計二三、三三七人である。之を明治三十三年阿片癮者調査終了時に於ける特許人員に對比すると一四%の激減である。

第一回乃至第五回保健調査に於ける調査人員中、阿片吸食特許者男九四九人、女一四六六人、計一、〇九五五人に就て、非吸食者との體格を比較するに、身長にありては寧ろ吸食者の優超を見れども、體重又は胸圍にありては吸食者の著しく劣弱なることが分かる。吸食者に對比した非吸食者は總て衛生状態の不良地に於ける島民の體格なるを以て、若し優良地に於ける島民の身長と比較せば、從つて吸食者の劣小を示すに至るべき乎。

〔胸圍〕 胸圍の大小は健康上に至大の影響があり、又胸圍は身長に伴ふて發育過程を取るものであり、而して成人の胸圍は身長約五〇%を示すのが定法である。

□吸食者の身長一〇〇に對する胸圍の割合（單位、尺）

年 齡		男		女	
身長	胸圍	身長百に對する胸圍	身長百に對する胸圍	身長	胸圍
15	135	100	100	130	85
16	140	100	100	135	90
17	145	100	100	140	95
18	150	100	100	145	100
19	155	100	100	150	105
20	160	100	100	155	110
21	165	100	100	160	115
22	170	100	100	165	120
23	175	100	100	170	125
24	180	100	100	175	130
25	185	100	100	180	135
26	190	100	100	185	140
27	195	100	100	190	145
28	200	100	100	195	150
29	205	100	100	200	155
30	210	100	100	205	160
31	215	100	100	210	165
32	220	100	100	215	170
33	225	100	100	220	175
34	230	100	100	225	180
35	235	100	100	230	185
36	240	100	100	235	190
37	245	100	100	240	195
38	250	100	100	245	200
39	255	100	100	250	205
40	260	100	100	255	210
41	265	100	100	260	215
42	270	100	100	265	220
43	275	100	100	270	225
44	280	100	100	275	230
45	285	100	100	280	235
46	290	100	100	285	240
47	295	100	100	290	245
48	300	100	100	295	250
49	305	100	100	300	255
50	310	100	100	305	260
51	315	100	100	310	265
52	320	100	100	315	270
53	325	100	100	320	275
54	330	100	100	325	280
55	335	100	100	330	285
56	340	100	100	335	290
57	345	100	100	340	295
58	350	100	100	345	300
59	355	100	100	350	305
60	360	100	100	355	310
61	365	100	100	360	315
62	370	100	100	365	320
63	375	100	100	370	325
64	380	100	100	375	330
65	385	100	100	380	335
66	390	100	100	385	340
67	395	100	100	390	345
68	400	100	100	395	350
69	405	100	100	400	355
70	410	100	100	405	360
71	415	100	100	410	365
72	420	100	100	415	370
73	425	100	100	420	375
74	430	100	100	425	380
75	435	100	100	430	385
76	440	100	100	435	390
77	445	100	100	440	395
78	450	100	100	445	400
79	455	100	100	450	405
80	460	100	100	455	410
81	465	100	100	460	415
82	470	100	100	465	420
83	475	100	100	470	425
84	480	100	100	475	430
85	485	100	100	480	435
86	490	100	100	485	440
87	495	100	100	490	445
88	500	100	100	495	450
89	505	100	100	500	455
90	510	100	100	505	460
91	515	100	100	510	465
92	520	100	100	515	470
93	525	100	100	520	475
94	530	100	100	525	480
95	535	100	100	530	485
96	540	100	100	535	490
97	545	100	100	540	495
98	550	100	100	545	500
99	555	100	100	550	505
100	560	100	100	555	510

三	三	四	四	五	五	六	六	七	七	八	平
〇	五	〇	五	〇	五	〇	五	〇	五	〇	
三	三	四	四	五	五	六	六	七	七	八	
九	九	四	四	九	九	四	四	九	九	四	均
五〇四三	五〇四三	五〇四三	五〇四三	五〇四三	五〇四三	五〇四三	五〇四三	五〇四三	五〇四三	五〇四三	
二六九	二六八	二六一	二六一	二六四	二六六	二六六	二六六	二六三	二六二	二五九	
五〇	四九	四八	四九	四九	五〇	五〇	五〇	四九	四八	五〇	
四九三	五〇〇	五〇三	五〇八	五〇六	四九八	四九八	四九八	五〇二	五〇三	四八三	
二四四	二四五	二四〇	二四四	二四三	二四七	二三八	二四三	二四三	二四三	二六三	
四九	四九	四八	四八	四八	五〇	四八	四八	四八	四八	五二	

體重關係を見るに各地方孰れも四〇歳迄は吸食者を不良とし、四十歳以上六十歳迄は吸食者は勿論不良なれども比較的差減輕微を呈し、六十歳を超ゆれば更に其の較差を大ならしめてゐる。之を要するに阿片の吸食は壯年と高老期には格段の影響を與ふるも、初老期に入ると比較的體量の減少が顯著でないことが知了した。これは或は阿片に馴染した結果とも見られる。由來阿片癮者は怠惰

者にして且つ安逸を貪る性情あり、一面には所要の烟膏を購入するに日々定額の出費を要する關係上、多くは貧困に陥りて相當の榮養を攝取することが出来ないことも、體位低下の原因となることは見逃すことが出来ないのである。

次に全島並に地方に依りて分類した、吸食者對非吸食者の體格比較を表示して、本項を結びたい。

(一) 阿片吸食者と非吸食者との體格比較
(單位尺)

年	齡	阿片吸食者		非吸食者		比較(優れたる者の)	
		検査人員	平均身長	検査人員	平均身長	男	女
三	三	一〇	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
三	四	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
四	四	七	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
四	五	一	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
五	五	二	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
五	六	二	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
六	六	六	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
六	七	二	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
七	七	二	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
七	八	一	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
八	八	五	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二
計		九	一五三	二	一五二	(+) 〇・三	(+) 〇・二

(二) 體 重 (單位、貫) (検査人員は前表「身長」と同一につき省略せり、以下(三)胸圍も亦同じ)

年	齡	阿片吸食者		非吸食者		比較(優れたる者の)	
		検査人員	平均身長	検査人員	平均身長	男	女
三	三	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
三	四	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
四	四	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
四	五	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
五	五	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
五	六	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
六	六	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
六	七	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
七	七	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
七	八	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
八	八	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五
平均		七	一五三	二	一五二	(+) 〇・六	(+) 〇・五

(三) 胸 圍

年	齡	阿片吸食者		非吸食者		比較(優れたる者の)	
		検査人員	平均身長	検査人員	平均身長	男	女
三	三	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
三	四	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
四	四	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
四	五	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
五	五	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
五	六	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
六	六	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
六	七	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
七	七	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
七	八	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
八	八	三	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一
平均		七	一五三	二	一五二	(+) 〇・一	(+) 〇・一

年	齡	阿片吸食者		非吸食者		比較 (優は吸食者の 優れたる者)
		男	女	男	女	
六	六	二六	二六	二七	二六	〇二二
七	七	二五	二五	二六	二五	〇〇六
八	八	二五	二五	二六	二五	〇〇六
平均	平均	二五	二五	二六	二五	〇〇六

(2) 地方別阿片吸食者と非吸食者との體格比較

(1) 身長の差異

(男)

年	齡	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
三	三	〇八	〇三	〇六	〇五	〇六	〇〇	〇〇	〇〇
四	四	〇九	〇三	〇六	〇五	〇六	〇〇	〇〇	〇〇
五	五	〇九	〇三	〇六	〇五	〇六	〇〇	〇〇	〇〇
六	六	〇九	〇三	〇六	〇五	〇六	〇〇	〇〇	〇〇
七	七	〇九	〇三	〇六	〇五	〇六	〇〇	〇〇	〇〇
八	八	〇九	〇三	〇六	〇五	〇六	〇〇	〇〇	〇〇

備考 (1)は吸食者の優異なるを示す。以下同じ。

(女)

年	齡	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
三	三	〇一〇	〇〇	〇一〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
四	四	〇一〇	〇〇	〇一〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
五	五	〇一〇	〇〇	〇一〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
六	六	〇一〇	〇〇	〇一〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
七	七	〇一〇	〇〇	〇一〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
八	八	〇一〇	〇〇	〇一〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(2) 體重の差異

(男)

年	齡	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
三	三	一五	五三	〇五八	〇五九	〇二五	〇〇	〇〇	〇〇
四	四	一四	五三	〇五八	〇五九	〇二五	〇〇	〇〇	〇〇
五	五	一四	五三	〇五八	〇五九	〇二五	〇〇	〇〇	〇〇
六	六	一四	五三	〇五八	〇五九	〇二五	〇〇	〇〇	〇〇
七	七	一四	五三	〇五八	〇五九	〇二五	〇〇	〇〇	〇〇
八	八	一四	五三	〇五八	〇五九	〇二五	〇〇	〇〇	〇〇

年	歸	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
六〇	六四	〇八九	〇六二	一三七	〇七七	〇八〇	一四七	〇五〇	〇五〇
六五	六九	一〇七	〇八三	〇六九	〇五七	〇五三	一四七	〇四二	〇四二
七〇	七四	一五三	〇四七	(甲) 〇五五	〇六六	一四六	〇六六	〇六六	〇六六
七五	七九	一〇一	一〇四	(甲) 〇三六	一四八	一四六	〇六六	〇六六	〇六六
八〇		〇一五	〇八二	一	一	一	一	一	一

(女)

年	齡	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
三〇	三四	二五二〇		〇五二一					
三五	三九	三三三四		二三八〇	〇六六六	二二五〇			
四〇	四四	〇九四七	二七三八		〇〇五五	〇七六四			
四五	四九	一八三八	〇四七七	一〇七八	一四七七	〇六八九			
五〇	五四	二六一九	四四八〇	一五八〇	〇四〇三	〇四八六			二六九
五五	五九	〇八三三	〇八三三	〇〇六八	〇四四三	二四四五	〇九〇〇		
六〇	六四	二六六六	〇三三三	一七六六	〇八五三	〇三二一			
六五	六九	一二四四	一三六八	〇三三三	〇八七八	一〇三三	一四〇〇		
七〇	七四	二七六六	〇九五二	〇九六六		〇七三〇			
七五	七九	二五三三	二〇〇九		〇四三三				
八〇					〇三〇八				

(三) 胸圍の差異
(男)

年	齡	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

4 檳榔實

檳榔實の嗜好分布は全島的のものでなく、臺中州以南の島民に多い、東部地方の蕃人間にも廣く愛用せられてゐる。その喫用法は檳榔の實に少量の石灰を配し、之を本品に專用する植物の莖葉なるものに包みて之を間斷なく噛むのであるが、食齧する中にタンニンが滲出するのである。この液汁は薄氣味わるい紅色を呈してゐて、而かも咽喉より下には飲下しないから、口中に充盈して來ると場處柄を考慮することなく、隨所に吐出する弊があるから實に無體裁なる習癖と謂はなければならぬ。

檳榔實を連年使用すると齒が黒く染まつて來て、以前内地の婦人に見たやうな鐵漿と同じ色に見える。本品は齒牙面の磨滅が著しく目立ち齒齦も亦萎縮硬化の狀があるが、強壯ならしむる効は之を認むることが出来る、本品の嗜好者には齲齒の數が比較的寡い實情を呈してゐる。

本品を使用する者は逐年減少しつつあつて、特に西部地方に於て激減の傾向が明かである。東部地方の本島人就中平地蕃人は甚だしく之を愛好してゐて、十五歳以上の者は之を嗜まざるものは稀なりと謂ふ狀態である、而かも本品の使用量は男より女に多いのである。

今西部地方に於ける嗜好者を分量的に觀察すると、臺南州最多にして總検査人員の一六・九%に上り、六人毎に一人の檳榔實愛用者がある割合である。高雄州は之に亞いて一二・二%を示し、臺中州は前二州に比較すると甚だしく低率であるが、未だ四九%の嗜好者がある。臺北、新竹兩州には嗜好者を見ない。之を要するに文化の向上に伴つて激減するは明なる事實である。

檳榔實嗜好者

州	検査人員			嗜好者			検査人員百中嗜好者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
臺中州	五、六二五	五、五〇〇	一一、一二五	三三	三三	六六	三九	五九	四九
臺南州	一五、一六六	一四、四四九	二九、六一五	二、〇五五	二、〇七七	四、一三二	三三	三〇五	二六九
高雄州	一、〇八二	六、七六	七、八四八	五	一七	二二	五六	一九三	二三

上表を見るに女子の嗜好者は著しく男に比して多數である、即ち臺中、臺南兩州に於ける嗜好者は孰れも二と三の比率を示してゐるが、高雄州は一層女を多數とし、男の約四倍に上つてゐる。

五 臺所

本島人は臺所衛生に就ては餘りに無關心である、市街地又はその郊外居住者は燃料に石炭を使用する上から竈を設け、不完全ながらも煙筒を附設してあるが、其の煤煙は屋内に飛散し四壁之が爲めに暗晦を呈してゐる、これ等は眼の衛生上大なる影響があることは言を俟たない、村落に至りては單に竈を築造するの外、何等の設備もしてゐない。又下層細民に在りては壁際又は軒下に土砌、石塊等を積みて竈の代用となすものが尠くない。

臺所は食物の貯藏場であると同時に調理場であるから、理想としては家屋の北側に設置する方がよいのであるが、本島人は何等其の方向には介意を持たない。特に「水流し」を附置するものは殆ど見ることが出来ない狀態である、其の結果排水が不完全で厨房附近は常に濕潤を極め、且つ本島人は豚、鶏等の家畜を放飼するので、隨時腐集して舐啄するも恬として顧ることをしない、其の非衛生的なるには寒心に堪えざるものがある。元來本島民は臺所に於て調理するもの寡く、多くは井戸端

又は食物の洗ひ場とした川端等に於て調理する弊があるから、必ずしも炊事場には水流しの要を痛感しない譯である。尤も水流しの代りとして桶盥等を備へてゐるものもある。

大體本島人家屋には臺所として別に設備したるは、中流家庭以上であるが、それも完全なるものは絶無と謂ふも過言でない、而し比較上の便宜から(一)臺所の設備ありて稍々優良のものを上とし、(二)上の標準より劣りたるものを中となし、(三)其の他は臺所としての型あるものを下として之を考察すると、調査戸數二二、二六九中、上に屬するもの一、五二六戸の六九%に過ぎず、中位にあるは三六、一%にして其の他は總て下に屬する臺所のみである。

之を地方別に觀察するに、全島平均位の上六九%より優良なるは花蓮港廳の一五八%を首とし、澎湖廳の七四%の二廳のみである。前者の優良なるは平地蕃屋の改築に當り淳朴なる部落民が能く監督者の設計仕方に依據した結果と見るべく、又後者の比較的良好なるは元來本廳は燃料に乏しく従つて燃料の大宗たるものは高粱其の他の枯草であるので、熱量の減削せらるゝを懼れ、廳下一般家屋には竈のみは完全に煉瓦若くは礎石を用ゐて築造してゐる。之を要するに現在全島平均位の上の部にゐる臺所設備は衛生觀念の反映でなく、一は命令の遵奉より來りたると、其の他の一は燃料の合理的使用とから出發したものと謂はなければならぬ。

又臺所の全島平均位より不良なるは高雄州の八八一%を最とし、其の他は臺北、新竹の兩州のみである、臺中州は平均位に伯仲してゐる。その詳細は次表の如くである。

□臺所

種別	實數						比					
	上	中	下	計	上	中	上	中	下	計	上	中
臺北州	50	37	40	127	50	37	50	37	40	127	50	37
新竹州	35	32	15	82	35	32	35	32	15	82	35	32
臺中州	15	19	27	61	15	19	15	19	27	61	15	19
臺南州	35	34	4	73	35	34	35	34	4	73	35	34
高雄州	15	9	9	33	15	9	15	9	9	33	15	9
花蓮港廳	45	30	15	90	45	30	45	30	15	90	45	30
澎湖廳	35	35	15	85	35	35	35	35	15	85	35	35
全島	155	100	130	385	155	100	155	100	130	385	155	100

臺所の實況を地方別に摘録して見ると、次の通りである。

1 臺北州

第一回 臺所の所在は必らず居間と隔離した別間であつて、竈は資産の程度に應じ一乃至二三箇を有してゐる。煉瓦を使用し高さ二尺五寸、巾二尺五寸乃至三尺が普通である、煙筒は竈の一角にあつて、其の周縁にて調理一切を辨じてゐる、かつ食器を上載してゐるので常に拭掃をなしてゐる。本構造にて完全なれば衛生上又經濟上其の當を得たものと謂へる。

第二回 臺所として流場など設けざれども、竈は大體完全である、材料は煉瓦を用ひ前部は鐵製の扉を有し保温と火熱を強からしむるに資す、上部はコンクリートを掩塗しあるがため冷却度を緩にすると共に種々の食器類を載せ得る便あり、之は一方にて炊爨すると同時に他の一方にて副食物を調理する便がある。本構造にて完全なれば時間の節約と、保温の繼續とに裨益がある。

第四回 排水に完全なるものなく、多く流し場なく、汚水は屋外に放棄してゐる。故に裏口は常

に濕潤で不潔である。竈を大別して三となす、その一は三尺乃至四尺の正方形に煉瓦を以て築造したるもの、其の二は土磚を用ひて作りたるもの、其の三は竹を編みて外部とし内面には土塊を塗り詰めたる物是れである。

2 臺 中 州

第四回 臺所としては竈を有するのみにて何等其の他に設備を有してゐない、僅かに卓子を据え組板の代用又は器物の臺となす、戸棚を有するは上流家庭である。一度臺所に入らば食器の放置と、食物の殘片には蒼蠅の蟄集して目も當てられない。

3 臺 南 州

第五回 竈は泥土又は煉瓦にて高さ三尺五寸、巾二尺五寸位に築き、普通に煙筒を附置しあるも其他の設備あることなし。

4 高 雄 州

第一回 臺所として特に別室をなすは中流以上の家庭で、中流以下の家庭には臺所を有せず焜爐を用ひ屋外にて炊爨する、調理は屋外又は井戸端にて之を行ふが普通である。

六 飲 用 水

1 總 說

人體は過半水で組織されてゐて、齒牙の琺瑯質のやうな堅牢な物質でもその二物は水である。又嬰兒の身體の八五物は水である、老年になると漸次水分が減少して來るが、尙水分は七〇物を含んでゐるのである。

人體が水分の一〇物を消失するときは、疾病的症狀を呈し不安戰慄に亞いて四肢軟弱に陥り、若し二〇物の水分を奪取するときは渴死するに至る、斯くの如く人生に於ける水の重要性を知るべきである。

水は飲料として必要な計りでなく、食物の調理に、衣服其の他の洗淨に、入浴用に、職業用に多量の水を使用せられてゐる。

一人平均一日の使用水量は九〇リットル乃至一八〇リットル、即ち五斗乃至一石を要するのである。その使用内容は飲用として〇五リットル、雑用に三六乃至四〇リットル、入浴には三五乃至三五〇リットル、其の他は雑事用の平均である。

我都市に於ける一人平均一日使用水量を観るに、東京市は一七〇リットル(九斗三升)、大阪市は一四三リットル(約七斗八升)、京都市は一五リットル(約六斗三升)である。更に歐米に於けるそれは倫敦市にては二一八リットル(一石二斗)、紐育市は五四五リットル(三石餘なりと、かく歐米に於て多量に要する原因は飲用、雑用の外、水洗便所に使用するもの甚なからざるは明なる事實である。

本島のやうな亞熱帶地に在つては、一層水の需要が多量に嵩むことは否むことが出來ない。然るに本島人は極度に水の使用を節約する風がある、これ一面より見れば美風の觀あれども、熱帶圈内に居住するものは保健衛生上入浴に、洗濯に、其の他の清潔用に或る程度までの水量は使用すべきものである、勿論濫用は各自慎まねばならぬ。

島民は日常の生活に至大の影響を持つ飲用水に就ては、毫も介意する所なき状態であつたから、當府は領臺當初より水道建設をもつて、島民の保健上最も緊要なる事業としたのであるが、之が工

事には莫大なる經費を要するので、就中緊急ありと認めた地方より順次之を敷設することとし、先づ明治二十九年八月淡水水道(臺北州)の工事に着手し、同三十一年三月之が竣工を見た、これが本島に於ける水道敷設の嚆矢であつた。其の他基隆、臺北、高雄、嘉義、臺中、臺南、花蓮港、新竹、臺東、馬公等の主要水道相踵いで竣工するに至り、爾來本島の主要市街には悉く水道の普及を見るに至つたのである。

かくて本島に於ける水道は現在(昭和六年十月)七十箇所、其の工費總額は一千五百七十萬餘圓に上り、給水豫定人口七十九萬餘人に達したのである。外に目下新設工事中のもの二、擴張工事中に屬するもの四、尙將來敷設豫定のもの大小二十有八を算する状況を呈してゐる。

本島に於ける水質は北、南部に依りて著しき差異がある。北部地方の水質は概して良好であるが、南部地方の水質は多量の固形分を含有し、且つ硬度高く、飲用に適せないものが多いから、従つて水道の急設を要するものである。

又水は疾病を媒介する虞なきを要するは勿論である。即ち病原菌や大腸菌、寄生蟲卵(蛔蟲、蟯蟲、絛蟲、十二指腸蟲、肝蛭、住血吸蟲等)などは、水ととも體内に入りて繁殖するものであるから飲料水は十分の試験と注意が肝要である。

2 水質検査

水の良否を識別するには理化學的に検査を行ひ、且つ顯微鏡検査及び細菌學的検査を要する。而かも鑽井、簡易水道にあつては一層其の構造と、周圍の衛生的状況とに留意せなければならぬ。

本調査地に於けるが如く飲用水は多く井戸に依つて供給せられてゐるものは、特に浚渫を勵行す

ると共に、井壁、土管、石積又はコンクリート製の井戸筒等を用ひ、其の接合部はセメントにて十分汚水の滲透せざるやうに措置することが肝要である。而して井戸屋形には覆蓋を設け、排水溝を完全にすること、井戸附近の便所、厩舎、堆肥場等の清潔保持に留意し、且つ井戸側周圍の地表を不透透性材料を用ひて被覆すべきものである。

今各州に於ける保健調査第一回乃至第五回と、臺東廳の第一回乃至第三回及び花蓮港、澎湖兩廳に於ける各前後二回の水質検査の成績に依れば太だ寒心に堪えざるものがある。即ち検査井戸數二、六四三中、飲料に適するは一、三七四井にして總數の約半數五二〇に過ぎないのである。濾過に依りて漸く飲料に供し得らるゝものとせられたものは一割五分である、其の他の井戸の三分の一は全く飲料に適せざるものである。

如上の(一)飲用に適すとせられた標準は外觀無色、澄明にして臭味なく、且つ二十四時間靜置するも沈滓を認めず、而かも化學的試験にありても亦良好なものである。(二)濾過適とは外觀微濁を呈すれども臭味を有せず、又多量のクロール(一立中三〇瓩以上)を含有することなく、其の他の化學的検査の成績は總て飲用に適と同一なること。(三)飲用に不適とは外觀、臭味就れも不良を呈し、化學的成績に於て亞硝酸、アンモニア等を検出し得たものである。

更に水質検査に依つて検出せられたる物質に關し略叙せむとす。

〔クロール〕本島に於ける井戸水は概してクロールを多量に含有するを見たり。即ち一立中三〇瓩以下のものは四割五分(四四〇)を占め、五一〇瓩以上のもの一三八井總井戸二、六四三の多きに達し、就中海濱地方を調査した臺南、澎湖の一州一廳には殆ど海水に近き井水を認めた。

〔アムモニア〕アムモニアを検出した井戸は二二七の多數に上つてゐる、本質を含有するも實害を直に醸成するに至る程度まで、多量に存在するものにあらざれども、多くは尿管等の有機物よりの分解物と見るべきものなれば、病原體の菌屬又は寄生蟲卵等の存在する虞なしとせず、故に一立中一〇瓩以上を含むは飲用に適せずと謂ふべきである。之を地方別に觀察するときは花蓮港、澎湖兩廳には本物質を全然検出せず、臺東廳は四七の低率である、最多なるは臺南州の検査井戸の約三分の一(三三八)に達する不良成績を示し、之に亞いて臺中州の約四分の一(二六八)、臺北州の一六七等之に屬してゐる。東海岸地方のアムモニア質の寡少なるは多く簡易水道なるがためである。

〔有機質〕有機質一〇瓩以下なるは約半数(五二五)で、五〇瓩以上を見たるは一八であつた。之を地方別に見ると臺東、花蓮港、澎湖の各三廳は孰れも一〇瓩以内の好成绩である。其他一〇瓩以内の比率を見るに新竹州は九六、高雄州九六七、臺中州九五七にして孰れも良好であるが、之に反し臺南州は僅かに六六の低率にして各州中有機質含有量の過多なるを見、保健衛生上塞心に堪えざる所である。當に之が改善は忽諸に附すべからざる喫緊事なりとす。

〔亞硝酸〕本物質もアムモニアと同じく尿管等より分解することが多いから、飲用には不適なものと勿論である。之の物質を検出したる主なる地方は高雄、臺中の兩州にして前者は一割七分、後者は一割三分の割合である。其の他は澎湖廳の一七より新竹州の五五の間である。花蓮港廳には全然本物質を認めず、而して全島平均の亞硝酸検出井戸数は三九であつた。

〔硝酸〕硝酸の含有は微少なれば飲用として差支なきものである。今全島平均の含有率を見るに八四四である。之を地方別に觀察すると澎湖廳は検査全井戸本物質を含有せざるものなく、其他九

割以上を含有するは臺南州、臺東廳にして、含有比率の最低なるは花蓮港廳の一六である。

〔硫酸〕本島の飲料井戸には硫酸を含んでゐるものが多い。就中臺東、澎湖兩廳の分は一〇〇を占め、九割臺は臺中、花蓮港、新竹、臺南の三州一廳。八割臺は高雄州、臺北州は其の含有比率最も低く七〇二で、全島平均は九四八を示してゐる。

左に總検査井戸に於ける、飲料水として適不適等の別及び検出物質別の絶對數並に相對數を表示して本稿を欄めむ。

□水質検査(實數)

種別	全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
検査井戸數	二六四	三三	三三	二九	一八八	二七	四	一七	一七
飲料の適不適	一七四	二五	二八	二六	七三	二二	一	一五	一五
不適の過に依り適不適	八八	一五	二六	二六	三三	一〇	一	一五	一五
一	一三〇	一八	三	三	一五	一	一	一	一
二	一六〇	二〇	三	三	一五	一	一	一	一
三	九〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一
六	一一〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一
九	一一〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一
一二	一一〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一
一五	一一〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一
一八	一一〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一
二一	一一〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一
二四	一一〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一
二七	一一〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一
三〇	一一〇	一〇	三	三	一五	一	一	一	一

種別	クロール (密)										アムモニ		有機質 (密)										亞硝酸	
	三〇一	三三〇	三三六	三六〇	三九〇	三九四	四二〇	四二四	四五〇	四五二	四八〇	五〇〇	五〇一	五〇二	五〇三	五〇四	五〇五	五〇六	五〇七	五〇八	五〇九	五一〇	無	有
全島	三〇一	三三〇	三三六	三六〇	三九〇	三九四	四二〇	四二四	四五〇	四五二	四八〇	五〇〇	五〇一	五〇二	五〇三	五〇四	五〇五	五〇六	五〇七	五〇八	五〇九	五一〇	無	有
臺北州																								
新竹州																								
臺中州																								
臺南州																								
高雄州																								
臺東廳																								
花蓮港廳																								
澎湖廳																								

□ 水 質 檢 査 (百分比)

種別	硝 酸		硫 酸	
	無	有	無	有
全島	二二	三三	二二	三三
臺北州	二二	三三	二二	三三
新竹州	二二	三三	二二	三三
臺中州	二二	三三	二二	三三
臺南州	二二	三三	二二	三三
高雄州	二二	三三	二二	三三
臺東廳	二二	三三	二二	三三
花蓮港廳	二二	三三	二二	三三
澎湖廳	二二	三三	二二	三三

種別	クロール (密)										適飲料に 濃過に依り適	
	四二一	三九一	三六一	三三六	三〇一	二七二	二四二	二一一	一八二	一五二	九一	六二
全島	四二一	三九一	三六一	三三六	三〇一	二七二	二四二	二一一	一八二	一五二	九一	六二
臺北州												
新竹州												
臺中州												
臺南州												
高雄州												
臺東廳												
花蓮港廳												
澎湖廳												

種別	全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
クロール	四五—四八〇	〇四	〇四	〇四	〇七	〇四	〇四	〇四	〇六
(密)	四八—五一〇	〇五	〇四	〇四	〇六	〇四	〇四	〇四	〇六
アムモニ	無	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
有機質	一—二〇	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
(密)	二—三〇	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
硝酸	無	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
硫酸	無	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
硫	無	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七

第七住宅
一 家屋の構造

第一回乃至第五回保健調査に於ける、調査住宅一八、九八四戸につき、其の構造を見るに

平家建 一八、六五六
二階建 三二八
九八・三％
一・七％

にして二階建は僅に二〇に達せぬ状態である。本来本期間に於ける調査は既叙のやうに大體農村で建坪を平面的に擴張し得る便宜があるからである、又建築材料も主に土硝を使用してゐる關係上二階建には適せぬからでもある。

住宅の優劣を一瞥するとき、多くは其の生活の態様を卜知することが出来るものであるが、本島人は概して衣食住に關心せざる結果、資産に對して一見貧弱の觀がある、従つて人家としては甚だ不潔を極め、衛生的に之を見るときは住宅としての價値に乏しいものがある。

元來本島人の住宅即ち臺灣建築なるものは都鄙に依りて大差がある、都邑に在りては亭仔脚檐庇ある歩道を設けてゐるから、炎天の夏も、驟雨の日にも日傘、雨具の用意なしに通行が出来る、これは熱帶地には適切な家屋建築法である、かつ市街地の住家は原則として奥行が深い。村落に於ける住家は全く平家作りにて大體三室から成つてゐる、中間は正廳のある部屋で、他の一室は寢室に充て、其の他の一室は多く炊事場である。

農村の住宅前には建坪以上に廣い平坦な庭がある、この廣場は主として籾の干場として使用する。而して宅地の周圍には型のやうに竹籬又は樹木を植付けて防風に備えてゐる。この防風樹は風除けとしては本島のやうな季節風の吹き荒ぶ地方には適切であるが、日光の透射を遮つて屋内の陰鬱となる點から考察するときには衛生的に良くない。

住家の過半は在來の土硝作りで總調査戸數の四七・二〇を示してゐる、次は竹材の三九・八〇、木造

□ 平家、二階家別

[illegible]

木	煉	煉	煉	土	土	土	竹	コ ン ク リ ト
材	瓦	瓦	瓦	確	木	竹	造	計
二九	一三	七〇	二四六	三七	元	六	三八	
一	九	五	三〇五	七	二七	二七	二八三	
三	一九				七	一一九三	四六四四	
	八五		一二六六		四二九		六二四六	
	九九		四九四		七四六		一三五五	
五	三三	五	七二九	三	二四	六二四	一五、四四五	

川	材	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	全島
木	造	三六	八三	七〇	一五〇	一一	一〇七
木	瓦	〇六	—	〇一	—	—	〇〇
煉	瓦	二七	〇五	〇四	一四	七三	一五
煉	土	—	〇三	—	—	—	〇一
煉	瓦	—	二〇	—	—	—	〇四
土	確	三五	八五	六六	一八七	三六	四七一
土	木	八八	〇一	—	—	—	〇三
土	確	—	〇六	〇三	—	—	〇二
竹	竹	一八	二七	二五	六五	五〇	三九
竹	材	—	—	—	—	〇一	〇〇
計		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

屋根は瓦葺を最多とし五・一・〇%を占めてゐる、本島人住宅の屋蓋瓦は全く内地のものと異り、本